

## 寄宿舎入舎規定及び入舎基準・退舎基準

### 1 入舎規定

「高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則」第7条の1、2号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。

- (1) 通学が困難であると認める者。
  - (2) 特別の事情により入舎させることが適当であると認める者。
- } 第7条第1項第1.2号
- ただし、入舎規定を補完するため、次項の入舎基準、退舎基準を設ける。
- (3) 入舎に関しては、既入舎者も含めて毎年検討する。

### 2 入舎基準

入舎についての基本的な捉え方は、次のとおりとする。

- (1) 自宅が学校から遠方にあるため、通学が困難であること。
- (2) 自宅がスクールバスの運行経路から大きく外れていること。
- (3) 自宅から学校までの交通手段が著しく不便で、通学が困難であること。
- (4) 学校長が教育上入舎することが適切であると認めた者であること。
- (5) 帰省、帰舎や病気等による緊急時には、保護者が対応できる者であること。
- (6) 医療行為を必要としない者であること。

### 3 退舎基準

退舎に関する基本的な捉え方は、次のとおりとする。

- (1) 舎生が退学、もしくは通学生となった場合。
- (2) 寄宿舎生活が不適と認められる場合。
- (3) 帰省、帰舎や病気等による緊急時に、保護者等が対応できなくなった場合。
- (4) 特別な理由がなく舎生が一月以上寄宿舎を利用していない場合。